

外国公務員贈賄を巡る最近の状況

令和6年10月

経済産業省知的財産政策室

改正不正競争防止法施行（令和6年4月）

- 諸外国の制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、**自然人・法人の法定刑（罰金上限額・懲役刑の長期）を上げ**。
- 日本企業の外国人従業員が国外で単独で贈賄を行った場合に、当該外国人従業員を処罰し得る規定を創設。

自然人の罰金上限額・懲役刑

¥ 500万円以下

📄 5年以下



¥ **3,000万円**以下
※日本の刑事法制での最高額

📄 **10年**以下
※日本の経済犯罪の最長期間

※時効は5年から7年に（刑事訴訟法）

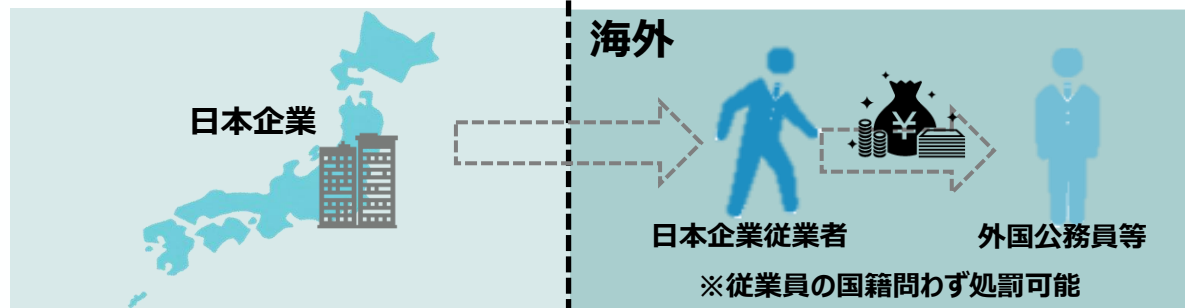
法人の罰金上限額

¥ 3億円以下



¥ **10億円**以下
※日本の刑事法制での最高額

海外単独贈賄行為の処罰対象の拡大



外国公務員贈賄罪の適用事例

- 不正競争防止法の外国公務員贈賄罪が適用された事例は **12件**
- そのうち、法人両罰が適用された事例は **4件**
- 令和5年改正法施行（令和6年4月）以降の適用事例は **0件**（令和6年9月時点）

赤字は、最も重い罰則（罰金刑、懲役刑）を科されたもの

	事件概要	判決日	利益供与（約束）額	制裁等
1	フィリピン公務員に対する不正利益供与	2007/3	ゴルフクラブセット（約80万円相当）	・ 被告人2名に、50万円、20万円の罰金（※平成17年改正前）
2	ベトナム公務員に対する不正利益供与	2009/1 2009/3	約6,400万円相当の外貨 約2,600万円相当の外貨	・ 被告人4名に、懲役2年6月、懲役2年、懲役1年8月、懲役1年6月（それぞれ執行猶予3年） ・ 法人処罰 ：被告会社に7,000万円の罰金
3	中国の地方政府幹部に対する不正利益供与	2013/10	約42万円相当の外貨 女性用バッグ（約14万円相当）	・ 50万円の罰金
4	インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業を巡る不正利益供与	2015/2	尼：計約2,000万円相当の外貨及び日本円 越：約7,000万円 ウズベキスタン：約5,477万円相当の外貨	・ 被告人3名に、 懲役3年（執行猶予4年） 、懲役2年6月（執行猶予3年）、懲役2年（執行猶予3年） ・ 法人処罰 ：被告会社に 9,000万円 の罰金
5	タイ公務員に対する不正利益供与	2019/3 2022/5	約3,993万円相当の外貨	・ 被告人2名に、懲役1年6月（執行猶予3年）、被告人1名に、懲役1年4月（執行猶予3年）

外国公務員贈賄罪の適用事例

赤字は、最も重い罰則（罰金刑、懲役刑）を科されたもの

	事件概要	判決日	利益供与（約束）額	制裁等
6	在福岡ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与	2019/12	計15万円	50万円の罰金
7	ベトナム税関職員に対する不正利益供与	2020/1	約735万円相当の外貨	100万円の罰金
8	在大阪ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与及び約束	2020/6	10万円の供与及び10万円の約束	50万円の罰金
9	在大阪ベトナム総領事館領事に対する不正利益供与の約束	2020/7	計14万円の約束	50万円の罰金
10	ベトナム公務員に対する不正利益供与	2022/8	約39万円相当の外貨 約329万円相当の外貨	被告人3名に、100万円、70万円、40万円の罰金
11	在京大使館職員に対する不正利益供与	2022/8	8万円	- 被告人2名に、各30万円の罰金 法人処罰：被告会社に30万円の罰金
12	ベトナム税関局・税務局職員に対する不正利益供与	2022/11	約980万円相当の外貨 約1,380万円相当の外貨	- 被告人3名に、懲役1年6月、懲役1年6月、懲役1年（それぞれ執行猶予3年） 法人処罰：被告会社に2,500万円の罰金

出典：「外国公務員贈賄防止指針（令和6年2月改訂版）」を基に作成

周知・啓発活動

外国公務員贈賄防止指針の改訂

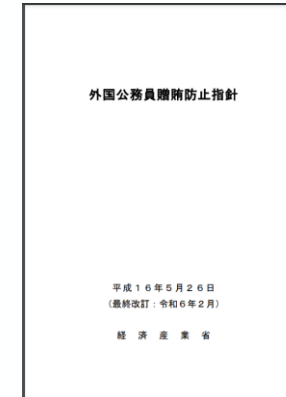
- 本WGでの議論を経て、令和6年2月に指針改訂版を公表。

<主な改訂ポイント>

- 法改正事項の反映
 - SFPに関する記載の修正
 - 法人の責任に関する記載の充実化 等
- あわせて各種啓発資料を改訂、公表※。

※ 経済産業省HP 外国公務員贈賄防止：

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/index.html



各種講演

- 全国20都市での法改正説明会に加え、日本経済団体連合会、日本貿易会等の業界団体に向けた説明会や、弁護士等の実務家向けの講演、中小企業向けの講演等を実施。

(参考) 外国公務員贈賄防止指針 改訂概要

法改正事項の反映	• 自然人・法人に対する罰則の記載を更新 • 罰則の場所的適用範囲についての記載を更新
SFPに関する記載の修正	• SFPの禁止を奨励する背景として、OECDの理事会勧告を引用 • 日本の不競法上は、SFPに該当するか否かではなく「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与に該当するか否かで判断がなされる旨記載
法人の責任に関する記載の充実化	• 海外子会社等の従業員による贈賄行為について、親会社（本社）に処罰が及ぶケースの明確化 ➢ 法人の従業者の範囲についての項目を新設し、説明を追記 ➢ 共謀・教唆・幫助が存在した場合の処罰対象について追記 • 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実化 ➢ リスクベース・アプローチに関する記載の充実化

(参考) 普及・啓発状況

日程	講演・説明会
令和5年7月	日本経済団体連合会
令和5年8月	日本貿易会
令和5年8月	ACAMSウェブセミナー
令和5年8月 ～令和6年1月	ジェットロセミナー (海外現地法人に赴任予定の中小企業の社員を対象)
令和5年10月	腐敗防止年次フォーラム2023
令和5年12月	日本弁護士連合会
令和6年1月	医薬品企業法務研究会
令和6年1月	企業研究会
令和6年10月	腐敗防止年次フォーラム2024

※ その他、外国公務員贈賄罪に係る規律強化を含む、令和5年不競法改正について、全国20都市（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄）での説明会や、関係団体のセミナーにおける講演を計50回以上実施。

国際的な動向

インド太平洋経済枠組み（IPEF）

- 米、日、豪、NZ、韓国、ASEAN 7 か国、インド及びフィジーの 14 か国が参加する、インド太平洋地域における経済面での協力について議論するための枠組み。
- ①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、④**公正な経済**の4つの柱で構成される。
- ④公正な経済協定は、**贈収賄を含む腐敗行為の防止等に向けた取組等**について定めており、2024年6月のIPEF閣僚級会合において署名。

（仮訳文）公正な経済に関する繁栄のためのインド太平洋経済枠組み協定

第3条4.

各締約国は、UNCACに基づく自国の義務及び該当する場合には贈賄防止条約（※OECD 外国公務員贈賄防止条約）に基づく自国の義務を確認する。

第5条1.

各締約国は、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、**腐敗行為に関する犯罪（贈収賄に関する犯罪を含む。）を効果的に防止し、探知し、捜査し、訴追し、及びこれに制裁を科するための自国の取組を強化する。**

周辺制度：公益通報者保護制度

目的

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること

公益通報とは

①労働者・退職者・役員が、②不正の目的でなく、③勤務先における、④刑事罰・過料の対象となる不正を、⑤通報すること

※事業者内部への通報を「内部通報」、行政機関・報道機関等への通報を「外部通報」と呼ぶ

保護の内容

- 解雇は無効
- 降格・減給その他の不利益な取扱いは禁止
- 通報者への損害賠償請求の制限

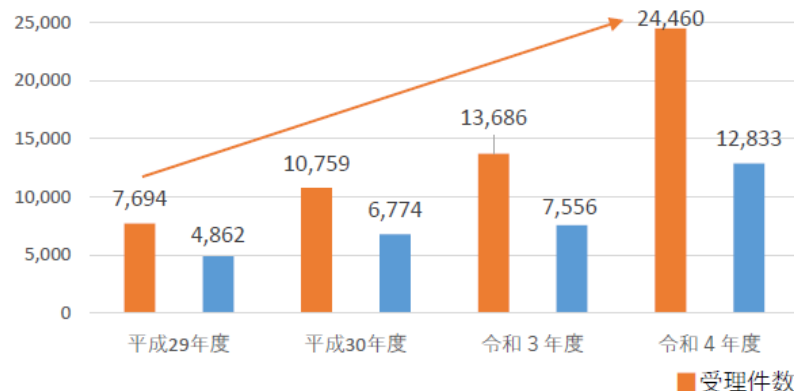
事業者の体制整備義務

- 事業者は、内部通報に適切に対応するための体制整備等（窓口設置、「従事者」の指定、内部規定の策定等）を義務付け ※労働者数が300人以下の事業者は努力義務
- 体制整備義務違反等の事業者には行政措置（助言、指導、勧告、勧告に従わない場合の公表）
- 内部調査等の従事者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（違反した場合、30万円以下の罰金）

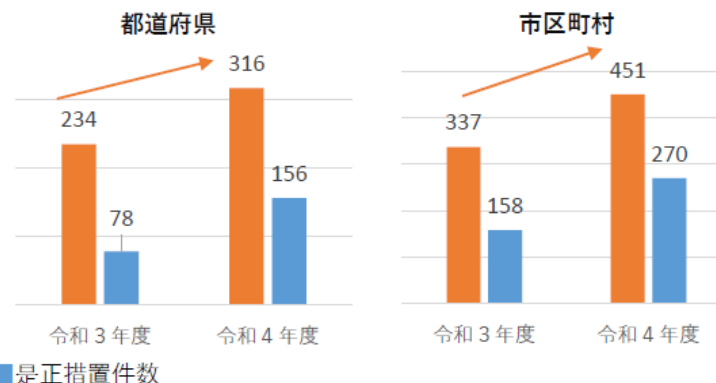
(参考) 周辺制度：公益通報者保護制度の活用状況

- 府省庁への通報は増加傾向。
- 特に、令和2年公益通報者保護法改正（令和4年6月施行）により、行政機関への通報について「公益通報者」として保護されるための要件が緩和されたところ、令和4年度の増加が顕著。

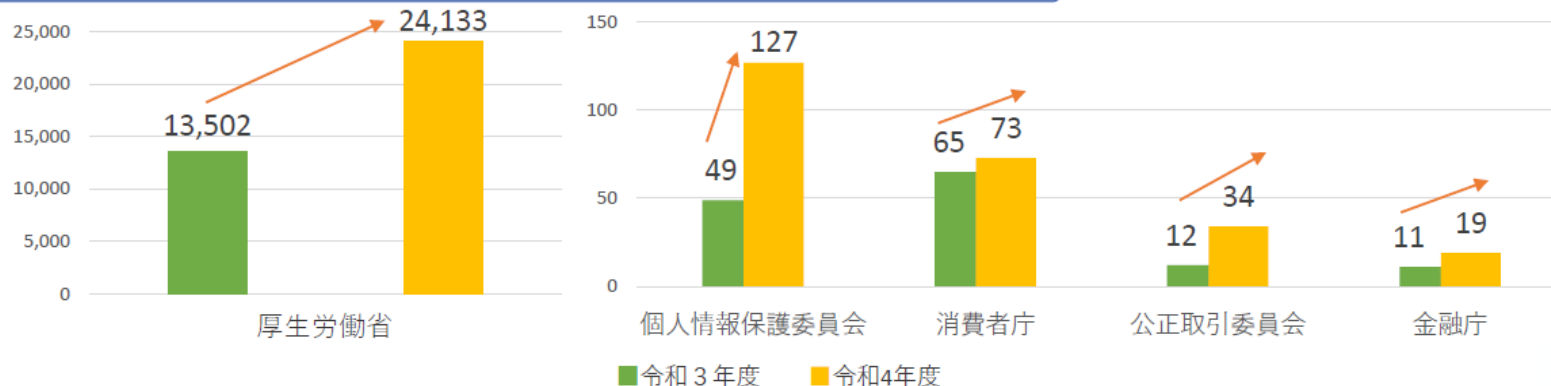
【図1】府省庁（外局を含まず）の通報受理件数、
是正措置を講じた件数



【図2】都道府県、市区町村の通報受理件数、
是正措置を講じた件数



【図3】府省庁（外局を含まず）の通報受理件数（件数の多い府省庁別）



(参考) 周辺制度：公益通報者保護制度の諸外国との比較（抜粋）

	 アメリカ	 イギリス	 フランス	 ドイツ	 オーストラリア	 日本
 保護される者（通報者等） 【4】	- SOX 法：米国に上場する会社及びその子会社・関連会社の従業員、上場会社の請負業者、下請業者等の従業員（§1514A. (a) (1)） 従業員とは、「現在若しくは過去に上場会社及びその子会社・関連会社の下で働いていた個人、働くことを志願している個人、又はそれらの会社が雇用に影響を与える可能性のある個人」を言う（29 CFR Part 1980） 101(g)） - Dodd-Frank 法：SEC に証券法の違反について情報提供した者（特段限定をしていない）（§78u-6 (a) (6)） - その他の連邦法：各連邦法に規定される通報先に通報を行った従業員等	- 労働者（"Worker"）：過去又は現在において以下に該当する者（雇用権法 43K 条及び 230 条 3 項）であり、雇用契約の存在は必要とされていない - 従業員（雇用契約を締結している者） - 役員（非業務執行取締役を除く） - 派遣労働者、契約社員 - 研修生 - 退職者 - 保護される worker の範囲は、国務大臣の定める命令によって追加することができる	通報すべき事実を業務上知り得た又は業務上知り得た情報ではない場合には自ら知り得た以下の自然人が通報者として保護される。法人の場合は通報者にはならないが、不利益取扱いからは保護される - 従業員、元従業員（雇用関係が終了した者で当該雇用関係継続中に情報を得た者） - 求職者（当該法人に応募し、応募の過程で情報を得た者） - 当該法人の株主、パートナー、総会における議決権保有者 - 当該法人の役員 - 当該法人の取引先及びその役員 - 内部通報者が就労する企業や業務上関係する企業 - 内部通報者の通報を支援する個人又は法人 - 内部通報者の関係者（個人及び法人） （サバンII 法 6-1 条、8 条、10-1 条）	- 職業上の活動に関連して、又は職業上の活動に先立ち、違反に関する情報を入手し、通報した自然人（GWPA1 条 1 項） - 通報又は開示の対象者、及び通報又は開示により影響を受ける者（GWPA1 条 2 項） - 通報に関連し、通報者を支援する者及び通報者と関係のある第三者/法人（GWPA34 条）	現在又は過去において以下に該当する自然人 - 従業員 - 役員（通常、取締役及び秘書役） - 取引先（個人）又は取引先の従業員 ※有給無給を問わず、フリーランスやボランティアも含む - 関連会社又は関連組織の者（通常、会社又は組織と協働して活動する会社又は組織をいう） - 上記の者の配偶者、親族、扶養家族、又はその配偶者の扶養家族（1317AAA 条）	- 労働者、退職者（1 年以内）、役員（2 条 1 項 1 号、2 号及び 4 号イ） - 取引先事業者の労働者・退職者（請負契約等に基づく事業に現に従事し、又は 1 年以内に従事していた者）、役員（現に請負契約等に基づく事業に従事している者）（2 条 1 項 3 号及び 4 号ロ）

出典：第 2 回公益通報者保護制度検討会（2024 年 6 月 7 日）＜資料 8＞

(参考) 周辺制度：公益通報者保護制度の諸外国との比較 (抜粋)



通報者の保護

(禁止される報復行為)

【9】

- SOX 法: 上場会社(国内外の子会社・関連会社を含む)及びその役員、従業員等は、従業員による合法的な行為を理由として、当該従業員に解雇、降格、停職、脅迫、嫌がらせ、または雇用条件におけるその他の差別を行ってはならない (§1514A. (a))
- Dodd-Frank 法: 雇用主は、内部告発者が行った合法的な行為を理由として、解雇、降格、停職、脅迫、嫌がらせ、直接的または間接的な雇用条件における差別、その他いかなる差別も行ってはならない (§78u-6. (h) (1) (A))
- その他の連邦法: 各法で雇用主や連邦政府、州政府又は検察官などに対する通報を理由とする報復行為を禁止している
- ※ OSHA の Investigation Manual Chapter 2 V. C. (27 頁) FAQ によれば、報復行為の例として、解雇又はレイオフ、降格、残業又は昇進の拒否、給与又は時間の削減、昇進の見込みに影響を与える配置転換、懲戒処分、手当の拒否、雇用又は再雇用の不履行、ブラックリスト(従業員の将来の就職を意図的に妨害すること)、威圧的/嫌がらせ、脅迫が挙げられている



イギリス

- 従業員(雇用権法 230 条 1 項が規定する、雇用契約に基づき労務を提供する者)は、解雇の(唯一の)理由又は 2 つ以上の理由がある場合にはその主な理由が、保護される通報を行ったことである場合、不正解雇とみなされる(雇用権法 103A 条)
- (コモン・ロー上、労働者の解雇は原則自由だが、)従業員には不公正に解雇されない権利がある(雇用権法 94 条 1 項)
- 労働者は、通報をしたことにより、いかなる不利益取扱いも受けない権利を有する(雇用権法 47B 条 1 項)
- 法文上、不利益取扱いの定義は規定されていないが、実務上、不利益な取扱いがあったか否かは、合理的な労働者が、自身に対する取扱いについて、あらゆる状況を考慮したときに不利益と感ずるかどうかという基準で判断されている
- 雇用審判所の判断で以下が通報を理由とする不利益取扱いとされた事例がある
 - 停職処分
 - シフト制の労働者のシフト時間を減らすこと
 - 職場におけるいじめやハラメント
 - 過去に通報を行ったことを理由とする採用段階における差別的取扱い
 - 通報者の職業の適性について雇用主が悪意ある根拠のない照会を行うこと
 - 通報後に調査が実施されないこと



フランス

- 労働者等は、この法律に規定される条件の下で通報したことを理由として、報復の対象となったり、特に以下のような形態でそのような措置を講じようとする脅迫や企てを受けたりしてはならない
 - 出勤停止、レイオフ、解雇その他それに準じる措置
 - 降格又は昇進の却下
 - 配置転換、転勤、減給、就業時間の変更
 - 研修の停止
 - 業績評価又は職証明における否定的な評価
 - 金銭的不利益を含む、懲戒処分、譴責その他の処分
 - 強制、脅迫、嫌がらせ、無視
 - 差別、不利又は不公平な取扱い
 - 有期から無期の雇用契約への変更に正当な期待を有している場合に、無期雇用契約に変更しないこと
 - 有期又は臨時雇用契約の不更新又は早期終了
 - 信用毀損を含む経済的損害
 - 非公式又は公式のブラックリストへの掲載
 - 商品又はサービスに関する契約の早期解除又は解約
 - ライセンス又は許認可の取消し
 - 不適切な精神科又は医療への紹介
- (サバン II 法 10 - 1 条 2 項)



ドイツ

- 通報者に対する報復、脅迫、報復の試みを禁止する (GWPA36 条 1 項)
- 報復とは、通報を理由として、通報者に対して不当な不利益を与えること又は与えるおそれのある職務上の作為又は不作為をいう (GWPA3 条 6 項)



オーストラリア

- 通報(通報したとの疑いを含む)を理由とする不利益取扱いを禁止する (1317AC 条)
- これに限らないが、「不利益取扱い」は以下の内容を含む
 - 解雇
 - 勤務中の負傷
 - 地位または職務を不利な条件で変更すること
 - 他の従業員との間の差別
 - 嫌がらせまたは脅迫
 - 精神的危害を含む、危害または傷害
 - 財産に対する損害
 - 個人の名誉を傷つける行為
 - 個人の事業または財務上の損害
 - その他の損害
- (1317ADA 条)
- ※ 取引先である個人との取引契約の終了も含むと解される



日本

- 事業者による公益通報を理由とする解雇/契約解除は無効(3 条、4 条)
- 降格、減給、退職金の不支給その他不利益取扱いは禁止(5 条)
- ※地位の得喪、人事上の取扱い、経済待遇上の取扱い、精神上・生活上の取扱いが含まれると解されている
- ※役員の解雇は禁止されていない

(参考) 周辺制度：公益通報者保護制度の諸外国との比較 (抜粋)

	 アメリカ	 イギリス	 フランス	 ドイツ	 オーストラリア	 日本
 内部通報 対応の体 制整備義 務 【16】	- 連邦量刑ガイドライン (裁判所が量刑を判断するにあたり、一定のコンプライアンス・プログラムを備えていた企業には、量刑上の軽減を認める指針) ：企業のコンプライアンス体制の存否を制裁金額の決定の考慮要因としている。実効的なコンプライアンス・プログラムの一環として、企業は、従業員その他の代理人が企業内の他の者の違法行為を報復の恐れなく通報・相談できる制度（例えば、秘密裏に匿名で通報できる制度を含む）を構築し、周知しなければならない。 (§ 8B2.1. (B)(5)(c)) - 司法省「企業コンプライアンス・プログラム評価」ガイダンス (2023年3月改訂) Section I.D. ：検察官が司法取引を締結する際に考慮する違反企業の既存のコンプライアンス・プログラムの評価要素の一つとして、匿名性を確保した内部通報制度の整備状況についての記載がある - SOX 法: 上場会社 (国内外の子会社・関連会社を含む) は、監査委員会が主体となり、以下の制度／手続を定める義務がある ① 会計、管理会計、監査事項に関して、従業員の申立てを受理し、対応し、かつ、 ② 疑わしい会計又は監査の懸念を従業員が秘密裏かつ匿名で提出することができる手続き (Section 301 (m) (4) (A)、(B)) - Dodd-Frank 法：規定なし	規定なし (ただし、金融機関等の一定の事業者を除く)	2事業年度連続で従業員 50 人以上の基準を満たした場合、企業は内部通報の受領、処理のための手続きを策定する義務がある (サバン II 8 条) - 上記手続きを策定する際には、社会経済委員会 (労働者代表機関) との事前協議が必要 (サバン II 8 条) - 従業員数が 500 名以上で、かつ連結売上高が 1 億ユーロを超える企業の場合、その子会社も含め、 ① 行動規範を定め、内部規程と統合すること ② 従業員に研修を実施すること ③ 行動規範に反する行為等に関する従業員からの報告を受けるための内部通報制度を整備すること 等の汚職防止措置を講ずる義務がある (サバン II 法第 17 条) - 内部通報制度とは、行動規範違反の可能性がある行為や状況について、従業員が専任の窓口に通報できるようにするために企業が実施する手続き (AFA 指針) - 企業は、以下の内容を含む内部通報受付対応の手続きを策定する必要 ① 受付担当者と対応責任者 ② 通報者を特定する情報や通報内容の保秘 ③ 通報者に必要な手続き ④ 通報の受領通知や対応に要する期間や調査のために取られる行動 ⑤ 通報者を特定するデータの取扱 (AFA 指針)	- 従業員が 50 名以上の雇用主に内部通報窓口の設置義務あり (GWPA12 条 2 項) - 金融機関は従業員数にかかわらず、内部通報窓口の設置義務あり (GWPA12 条 3 項)	- 上場会社、非公開大会社及び登録年金法人の受託者は内部通報規程の制定義務を負う - 大会社とは、当該会社及び当該会社が支配する他の会社が、以下の要件のうち 2 つ以上を満たすものをいう ➢ 年間売上高が合計 5,000 万豪ドル以上 ➢ 総資産が合計 2,500 万豪ドル以上 ➢ 従業員が合計 100 名以上 - 内部通報規程は、以下の内容を含んでおり、役員・従業員が入手できる必要がある ➢ 通報者が利用できる保護の内容 ➢ 誰に、どのように通報を行うことができるか ➢ 会社がどのように通報者を支援し、不利益取扱いから保護するか ➢ 会社がどのように通報内容が調査するか ➢ 通報内容に含まれる従業員、又は通報に関連する従業員の公正な処遇を確保する方法 ➢ 役員及び従業員に対して、内部通報規程をどのように周知させるか ➢ 本項の目的のために規則で定める事項 (1317AI 条)	- 従業員数 300 人超の事業者には、内部通報に適切に対応するための体制整備義務がある (11 条 1 項及び 2 項) - 従業員数 300 名以下の事業者は努力義務 (11 条 3 項) ※ コーポレートガバナンス・コードでは、上場会社に内部通報窓口の設置が求められている

(参考) 周辺制度：公益通報者保護制度の諸外国との比較 (抜粋)

	 アメリカ	 イギリス	 フランス	 ドイツ	 オーストラリア	 日本
 罰則 (刑事罰・行政罰) 【17】	- 内部通報の体制整備義務違反 - 裁判所が量刑を判断する際に考慮する違反企業の既存のコンプライアンス・プログラムの評価要素の一つとなっている - SOX法：上場会社(国内外の子会社及び関連会社を含む)による内部通報手続きの策定義務違反はSECによる行政処分や民事罰の対象となる - Dodd-Frank法：内部通報に関する規定なし - 通報を理由とする不利益取扱い/通報の妨害 - 連邦犯罪又は連邦犯罪と見受けられる行為に関し、真実の情報を法執行機関に提供することについて、故意に、報復の目的で個人の正当な雇用又は生活を妨害した者は罰金又は10年以下の懲役、若しくはその両方 (§1513 (e)) - Dodd-Frank法：証券法違反の可能性について個人がSECに通報することに対する不利益取扱いやSEC職員と直接やり取りすることを妨げる行為は、民事罰の対象となる (§ 78u(d)(3)) - 悪意のある通報者に対する罰則 - SOX法：軽率または悪意を持って苦情を申し立てた従業員は、最高1,000ドルの弁護士費用を負担する可能性がある - Dodd-Frank法：虚偽の通報を行った者及び3回以上根拠のない通報を行った者に対しては、SECは、報奨金制度への参加を永久に禁止することができる (§ 240.21F-8(e)(1))。加えて、報奨金制度の適用を受けるためには、偽証罪の制裁を伴う宣誓を行わなければならない (§ 240.21F-9(b))	規定なし	- 内部通報対応などの体制整備義務違反 - 従業員数500名以上等のAFAによる警告・勧告等を経た後、自然人には最大20万ユーロ、法人には100万ユーロ以下の罰金(サバンII法17条) - 通報を理由とする不利益取扱い - 通報を理由とする差別は、以下等の場合、懲役3年及び45,000ユーロの罰金、法人の場合は225,000ユーロの罰金(フランス刑法225-2条) - 商品またはサービスの提供を拒否すること； - 経済活動の正常な実施を妨害すること； - 雇用の拒否、懲罰、解雇； 差別的拒否が、公衆に開放された場所、または立ち入りを禁止する目的で行われた場合、罰則は5年の禁固刑と75,000ユーロの罰金に引き上げられる。 - 通報の妨害 - いかなる形であれ通報を妨害した者は1年以下の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金、法人の場合は75,000ユーロの罰金。さらに追加的に刑事判決について内部又は外部への公表措置(サバンII法13条) - 通報者を特定する情報の守秘義務違反 - 個人に対しては2年以下の拘禁刑及び/又は30,000ユーロ以下の罰金 - 法人に対しては150,000ユーロ以下の罰金(サバンII法9条) - 悪意のある通報者に対する罰則 - 通報事実が真実ではないと知りながら(すなわち悪意を持って)通報を行った者は、刑法により5年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金(刑法226-10条1項)	- 内部通報対応などの体制整備義務違反 - 内部通報窓口未設置の雇用主には20,000ユーロ以下の過料 - 通報を理由とする不利益取扱い - 報復又は報復未遂に対して、個人に50,000ユーロ以下の過料 - 法人に対しては、報復、報復未遂について最高500,000ユーロの過料 - 通報の妨害 - 通報やその後の連絡を妨害した場合、又は妨害しようとした場合50,000ユーロ以下の過料 - 法人に対しては、最高500,000ユーロの過料 - 通報者を特定する情報の守秘義務違反 - 故意又は過失により守秘義務に違反した場合、個人に50,000ユーロ以下の過料 - 法人に対しては最高500,000ユーロの過料 - 悪意のある通報者に対する罰則 - 故意に不正確な情報を外部メディア等へ開示した場合、20,000ユーロ以下の過料(GWPA40条)	- 内部通報規程の整備義務違反(1317AI条1項から3項) - 個人-60罰金単位(18,780豪ドル) - 法人-600罰金単位(187,800豪ドル)(1311C条及び別表3) - 通報を理由とする不利益取扱い又はその脅迫(1317AC条1項から3項) - 以下のいずれか又は両方 240罰金単位(75,120豪ドル) - 懲役2年 (1644A条及び別表3、並びに租税管理法14ZZY条) - 通報者を特定可能な情報の秘密保持義務違反(1317AAE条1項) - 個人に対し、以下のいずれか又は両方 60罰金単位(18,780豪ドル) - 懲役6か月 (1644A条及び別表3、並びに租税管理法14ZZW条) ※ 通報妨害に関する規定はないが、事案によっては、不利益取扱いの(e)脅迫に該当する可能性がある ※ 上記の他、ASICによる民事罰として、通報を理由とする不利益取扱い又はその脅迫や通報者を特定する情報の守秘義務違反に対し、民事制裁金が課される可能性がある	- 内部通報対応の体制整備義務違反 - 規定なし(15条、16条に指導、助言、勧告、勧告に従わない場合の公表措置の規定あり) - 通報を理由とする不利益取扱い - 公益通報者保護法の罰則規定はないが、行政機関に通報した者の保護を規定した他の法令において、違反時の刑事罰あり - 通報の妨害 - 規定なし - 通報者を特定する情報の守秘義務違反 - 従事者の故意による守秘義務違反は、30万円以下の罰金(21条) - 悪意のある通報者に対する罰則(刑法) - 信用毀損罪 - 偽計業務妨害罪

周辺制度：公益通報者保護制度検討会における検討状況

- 公益通報者保護制度を巡る近年の国内外の環境変化や、令和2年法改正後の施行状況を踏まえた課題について検討するため、消費者庁は令和6年5月から、有識者による「公益通報者保護制度検討会」を開催。年内に報告書を取りまとめる予定。

検討事項（抜粋）

- 公益通報者探索を禁止する明文規定の制定
- 公益通報を妨害する行為を禁止する明文規定の制定
- 公益通報のために必要、かつ、社会的相当性を逸脱しない限り、資料の収集・持ち出し行為を免責とする規定の制定
- 公益通報を理由とする不利益取扱いに対する刑事罰規定の制定
- 不利益取扱いが公益通報を理由とすることの立証責任を公益通報者から事業者に転換
- 公益通報者として保護される者の範囲拡大（退職者の期間制限の撤廃、フリーランスや下請事業者の追加）

出典：公益通報者保護制度検討会「中間論点整理」（2024年9月2日）を基に作成

周辺制度：合意制度（刑訴法第350条の2～15）

- 特定の重大刑法犯、財政経済犯罪、薬物銃器犯罪等を対象として、検察官と被疑者・被告人が、弁護人の同意がある場合に、
 - 被疑者・被告人が、**他人の刑事事件について、取調べにおいて真実の供述をしたり、証拠を提出するなどの協力行為**をすること
 - 検察官が、被疑者・被告人の事件について、**不起訴にしたり、特定の訴因で起訴したり、特定の刑を科すべき旨の求刑をするなどの取扱い**をすることを内容とする合意をすることができる。
- 平成28年5月の刑事訴訟法の改正により導入され、平成30年6月に施行された。

適用事例（報道ベース）

➤ タイ公務員に対する不正利益供与（不競法違反）

火力発電システム等に係る事業を営む会社の執行役員等3名が、現地の下請業者から派遣された者を介して、タイの公務員に金銭を供与した事案。

合意制度が適用された結果、会社は刑事訴追を受けていない。

- 自動車メーカー元会長の役員報酬を巡る金商法違反（内容虚偽の有価証券報告書の提出）
- アパレル会社の売上金着服に係る業務上横領
- 税理士法人などによる粉飾決算報告書を利用した銀行への融資金詐欺

(参考) 外国公務員贈賄罪：主要国の自然人に対する法定刑 (第1回WG資料より)

	日本	アメリカ※1	イギリス※2	ドイツ※3	韓国※4	オーストラリア※5	フランス※6
							
法律	不正競争防止法	海外腐敗行為防止法 (FCPA)、刑法	贈収賄防止法 (UKBA)	刑法	国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法 (FBPA)	刑法典 (CCA1995)	刑法
自然人	罰金額 500万円以下 ↓ 3,000万円以下	25万ドル以下 (25万ドル=約3,300万円)	上限なし	(i) 1,080万ユーロ以下 (ii) 1,080万ユーロ以下 (iii) 罰金なし (1,080万ユーロ=約15.2億円)	5,000万ウォン以下 (5,000万ウォン=約550万円)	210万豪ドル以下 (210万豪ドル=約2億円)	100万ユーロ以下 (100万ユーロ=約1.4億円)
スライド制	—	違反によって得た不正な利益又は損失の2倍以下	—	—	得られた金銭的利益が1,000万ウォンを超える場合、 その利益の額 (金銭的利益が贈賄額より少ないか計算できない場合は 贈賄額) の2~5倍 (1,000万ウォン=約110万円)	—	犯罪収益の2倍以下
拘禁刑	5年以下 ↓ 10年以下	5年以下	10年以下	(i) 2年以下 (ii) 3年以上5年以下 (iii) 1年以上10年以下	5年以下	10年以下	10年以下

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Actを基に作成

なお、133円/米ドル、141円/ユーロ、0.11円/ウォン、95円/豪ドルとして換算

※2 第3期対英審査報告書を基に作成

※3 第4期対独審査報告書を基に作成、(i)「深刻でない」(“less serious”) 事案、(ii)「深刻な」(“serious”) 事案、(iii)「特に深刻な」(“especially serious”) 事案

※4 第4期対韓審査報告書及び第4期フォローアップ審査報告書を基に作成

※5 第4期対豪審査報告書を基に作成

※6 第4期対仏審査報告書を基に作成

(参考) 外国公務員贈賄罪：主要国の法人に対する法定刑 (第1回WG資料より)

	日本	アメリカ※1	イギリス※2	ドイツ※3	韓国※4	オーストラリア※5	フランス※6
							
法律	不正競争防止法	海外腐敗行為防止法 (FCPA)、刑法	贈収賄防止法 (UKBA)	秩序違反法	国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法 (FBPA)	刑法典 (CCA1995)	刑法
法人 罰金額・過料	3億円以下 ↓ 10億円以下	200万ドル以下 (200万ドル＝約2億6,600万円)	上限なし	故意である場合 <u>1,000万ユーロ</u> 以下 (1,000万ユーロ＝約14.1億円) なお、過失の場合、 500万ユーロ以下 (過料)	10億ウォン以下 (10億ウォン＝約1.1億円)	<u>2,100万豪ドル</u> 以下 (2,100万豪ドル＝約20億円)	<u>500万ユーロ</u> 以下 (500万ユーロ＝約7億500万円) なお、再犯の場合、 1000万ユーロ以下
スライド制	—	<u>違反によって生じた不正な利益又は損失の2倍</u> 以下	—	—	得られた金銭的利益が5億ウォンを超える場合、 <u>その利益の額</u> （金銭的利益が贈賄額より少ないか計算できない場合は <u>贈賄額</u> ）の <u>2～5倍</u> (5億ウォン＝約5,500万円)	<u>法人およびその関連法人が直接的または間接的に得た利益</u> のうち、犯罪を構成する行為に合理的に起因するものの価値を裁判所が判断できる場合、 <u>その利益の価値の3倍</u> 以下 裁判所が価値を判断できない場合、 <u>法人の年間売上高の10%</u> 以下	<u>犯罪収益の10倍</u> 以下

なお、133円/米ドル、141円/ユーロ、0.11円/ウォン、95円/豪ドルとして換算

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Actと18 U.S. Code § 3571を基に作成
 ※2 第3期対英審査報告書を基に作成
 ※3 第4期対独審査報告書を基に作成

※4 第4期対韓審査報告書及び第4期フォローアップ審査報告書を基に作成
 ※5 第4期対豪審査報告書を基に作成
 ※6 第4期対仏審査報告書を基に作成